

## 福岡市環境影響評価審査会運営要領

平成 13 年 5 月 14 日  
福岡市環境影響評価審査会決定

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福岡市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（平成 13 年 3 月 30 日市長決裁。以下「設置要綱」という。）第 7 条第 2 号及び第 3 号の規定に基づき、福岡市環境影響評価審査会の会議の公開のあり方及び傍聴の手続等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第 2 条 会議の公開に関しては、設置要綱及び福岡市附属機関等の会議の開催の公表に関する要領（平成 14 年 6 月 20 日制定。以下「公表に関する要領」という）に定めるもののほか、本要領で定める手続きに基づいて行うものとする。

(周知)

第 3 条 審査会の会長は、会議の開催予定について周知を怠らなければならない。  
周知の方法については、設置要綱第 7 条第 1 号及び公表に関する要領第 2 条の規定によるものとする。

(会議の公開の決定)

第 4 条 会議は原則として公開とする。ただし、以下の事項に該当する場合には会長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- (1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (2) 特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合。
- (3) 特定の野生動植物の保護に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
- (4) 事業者等から公にしないことを条件として任意に提出された情報であって、承諾なく公にすることにより、事業者等との協力関係又は信頼関係を損なうと認められる場合

(傍聴手続き)

第 5 条 傍聴者の定員は、その都度会長が定める。

- 2 審査会の会議の傍聴を希望する者は、原則として、会議の開始予定時刻の 30 分前から 10 分前までの間に、会場にて整理番号表（別記様式）の交付を受けなければならない。
- 3 傍聴者は先着順により決定し、定員に達した場合は、その時点で受付を終了する。

(秩序維持)

第 6 条 前条により決定した傍聴者であっても、審査会の秩序を乱し、又は審議の進行を妨害すると審査会の会長が判断した場合は、会長は傍聴者に対して必要な措置を命じることができる。

(議事の要旨)

第7条 会長は、会議終了後、設置要綱第7条第5号の規定により、議事の要旨を作成する。

議事の要旨には、次に掲げる事項を記録するものとする。この場合において、会長以外の発言者の氏名を付した記載をするときは、当該発言者の事前の確認を得るものとする。

- (1) 日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 議事概要

(議事の要旨の公開)

第8条 作成した議事の要旨は、福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)の定めにより行う手続きのほか、ホームページへ掲載することで公開する。

附 則

この要領は、平成13年5月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成15年6月24日から実施する。

附 則

この要領は、平成27年3月23日から実施する。

附 則

この要領は、令和5年3月31日から実施する。

様式

<p>年 月 日</p> <p>福岡市環境影響評価審査会</p> <p>整理番号票</p> <p>No. _____</p> <p>傍聴者は、会議の開催中この整理番号票を携行し、係員の求めに応じて掲示してください。</p>
---